

岩手県告示第 842 号

平成 19 年 7 月 24 日付け官報第 4631 号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成 19 年農林水産省告示第 950 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため、通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 岩手郡雫石町橋場安栖沢 23 の 5、24 の 2、アキトリ赤倉沢 23 の 4、大字鶯宿第 1 地割字岩名目平 6 の 12、大字南畑第 1 地割字尻合沢 9 の 4 から 9 の 6 まで、大字南畑第 18 地割字小淵 54 の 1 から 54 の 3 まで、大字西安庭第 54 地割字芦ヶ平 59 の 2、59 の 3、59 の 7、60 の 2、60 の 3、61 の 2、61 の 4、61 の 7、花巻市大迫町外川目第 18 地割 1 の 3、1 の 20、45 の 4、45 の 16、68 の 1、68 の 4 から 68 の 7 まで、69 の 2、第 19 地割 69 の 4、70 の 2、第 20 地割 52 の 49、64 の 4、64 の 26 から 64 の 28 まで、64 の 35、第 21 地割 1 の 2、117 の 6、117 の 7、118 の 11、118 の 14、第 30 地割 84 の 10、84 の 13、内川目第 17 地割 74 の 24、74 の 25、遠野市宮守町達曾部 1 地割 5 の 2、21、22 の 1、達曾部 2 地割 44 の 3、44 の 4、44 の 6、48 の 2、48 の 3、48 の 5、50 の 1、50 の 2、51、達曾部 3 地割 26 の 4、26 の 6、27 の 1、27 の 2、27 の 4、27 の 6 から 27 の 8 まで、達曾部 43 地割 151 の 2、151 の 3、151 の 13、152 の 1 から 152 の 6 まで、152 の 9、154 の 2、154 の 6、154 の 17、154 の 22、154 の 25、155 の 3、155 の 5、155 の 9、155 の 13、155 の 36、達曾部 44 地割 93 の 1、93 の 5、93 の 8、93 の 14、93 の 20、94 の 2、94 の 8 から 94 の 12 まで、下宮守 4 地割 100、上鱒沢 18 地割 100 の 5、100 の 8、下鱒沢 13 地割 280、286 の 2、298 の 4、298 の 6、298 の 8、298 の 10、298 の 11、298 の 14、309 の 1、和賀郡西和賀町湯川 53 地割 1 の 44、1 の 45、一関市巖美町板川 185 の 78、185 の 89、185 の 92
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 秋篠伊助、秋篠仁太、浅沼左太、阿部長藏、阿部徳藏、阿部林藏、石川円藏、石橋多藏、伊藤長兵衛、伊藤勇治、大久保文雄、金子忠吉、金子長助、金子平吉、金子戈吉、川村源吉、川村弥太郎、菊池磯吉、菊池儀助、菊池庄松、菊池友三、菊池半七、菊池平助、菊池吉太郎、熊谷西藏、西郷勘之助、西郷金平、西郷孫次郎、坂本正喜、坂本仁藏、坂本善八、坂本忠吉、坂本長松、坂本鉄治、坂本藤助、佐々木伊助、佐々木市太郎、佐々木儀三郎、佐々木久藏、佐々木佐太郎、佐々木新、佐々木申松、佐々木三平、佐々木七之助、佐々木正三郎、佐々木庄松、佐々木甚五郎、佐々木甚三郎、佐々木甚太、佐々木善之助、佐々木長八、佐々木徳助、佐々木留藏、佐々木半次郎、佐々木万吉、佐々木万治、佐々木与三郎、佐々木由藏、佐々木吉太郎、佐々木由松、佐々木与助、佐々木六助、佐藤嘉太郎、佐藤三五郎、佐藤重吉、佐藤庄兵衛、佐藤庄右エ門、佐藤仁太郎、佐藤タカ、佐藤忠造、佐藤寅松、佐野ヒナ子、渋田長三郎、島岡小左エ門、島岡孫市、島田仁太郎、島田千次郎、白沢昭一、白沢覚藏、白沢兼藏、白沢勝五郎、白沢喜代治、白沢重助、白沢常吉、白沢万太郎、白沢万之助、白澤要吉、白沢由松、菅川麻藏、菅川喜右エ門、菅川慶次郎、菅川壽治、須川丑藏、須川午太郎、須川亀吉、須川権太郎、須川清三、須川林藏、菅原丑松、菅原亀藏、菅原喜代治、菅原喜六、菅原金藏、菅原佐吉、菅原治三郎、菅原庄吉、菅原新吉、菅原新太郎、菅原猛史、菅原富治、菅原藤五郎、菅原平三郎、菅原孫作、菅原万吉、菅原与吉、曾利富榮、大坊卯八、大坊金平、大坊長太郎、大坊半治、大坊広治、大坊与七、大坊六五郎、大坊和藏、高岡甚五郎、鷹木愛次郎、鷹木伊太郎、鷹木円次郎、鷹木清松、鷹木源助、鷹木仁藏、鷹木仁太郎、鷹木助七、鷹木長松、鷹木徳太郎、鷹木トヨ、鷹木直治、鷹木万藏、鷹木弥五郎、鷹木安太郎、鷹木吉太郎、鷹木與七、高橋市五郎、高橋運吉、高橋嘉太郎、高橋金松、高橋久治、高橋喜代治、高橋熊太郎、高橋藏松、高橋米藏、高橋幸弥、高橋重郎、高橋庄三、高橋甚右エ門、高橋晋藏、高橋千五郎、高橋多兵衛、高橋留藏、高橋豊治、高橋西松、高橋春夫、高橋春吉、高橋文治、高橋政吉、高橋万太郎、高橋弥四郎、高橋弥平、武田伊之助、武田兼藏、武田竹次郎、武田茂左エ門、武田利一、尋田助七、田中館清吉、田村伊三治、田村繁雄、田屋千藏、千葉吉太郎、照井定次郎、照井長七、中田亀吉、波岡勘太、新里美貢、野中作平、野中政吉、長谷川勝藏、長谷川九十郎、長谷川甚太、長谷川種藏、長谷川与四郎、長谷部潤子、畑中多利治、畑中春松、春木場金長、廣田勝治、廣田戊松、廣田ハツ、廣田半次郎、廣田孫次郎、廣田マツエ、廣田万助、廣田万右エ門、藤村治兵衛、藤村与三郎、藤原丑之助、藤原兼五郎、藤原賀助、藤原勝藏、藤原嘉左エ門、藤原喜一郎、藤原菊藏、藤原菊松、藤原金太郎、藤原源左エ門、藤原米藏、藤原作十郎、藤原作左エ門、藤原

定吉、藤原佐八、藤原三太、藤原七助、藤原重吉、藤原重助、藤原重太郎、藤原庄三郎、藤原仁助、藤原新八、藤原善治、藤原瀧藏、藤原竹松、藤原長治、藤原長七、藤原長之助、藤原傳七、藤原徳藏、藤原留松、藤原八十八、藤原春藏、藤原文治、藤原保藏、藤原誠次郎、藤原萬藏、藤原ミツ、藤原美郎、藤原弥之助、星川卯之助、星川昌夫、星川和助、細川伊太郎、細川市太郎、細川菊松、細川喜助、細川元助、細川三郎、細川清太郎、細川善助、細川忠明、細川春治、細川左太郎、細川与助、細川與右エ門、細田新八、細田善五郎、細田恒喜、細田文平、鱒沢茂吉、松崎春藏、水本伊八、水本竹松、水本藤七、水本政雄、村松宮松、村松五兵衛、村松常吉、村松成松、村松万十郎、村松与三郎、室岡源藏、室岡留五郎、室岡重三郎、室岡信孝、女鹿喜右エ門、女鹿長四郎、女鹿鶴藏、谷地伊助、谷地伊太郎、谷地市兵衛、谷地大藏、谷地男女藏、谷地西藏、谷地孫右エ門、谷地松太郎、築田重兵エ、築田半右エ門、山崎末子藏、山本和弘、山本多藏、山本長太、吉岡仁平、吉田運藏、吉田久松、芳野仁八、芳野与治右エ門、米倉権太、浅沼義巳、一ノ倉滝治、伊藤伊勢松、株式会社蔵之助、昆伊四郎、佐々木一徳、佐々木一吉、佐々木久保、佐々木倉治、佐々木慶藏、佐々木光広、佐々木与一、佐藤定四郎、高橋喜右エ門、谷藤岩太郎、畠山俊介、山口トヨ子、山崎清三、井筒莫雄、宇弥十郎、永源常五郎、太田代トク、菊池常人、佐々木明三、佐々木勘吉、佐々木賢悦、佐々木孝一、佐々木俊一、佐々木俊次、佐々木善喜、佐々木智則、佐々木英雄、佐々木与市、佐々木林三、佐藤耕作、佐藤浩三、佐藤孝隆則、佐藤泰弘、高橋秀雄、武市顕介、多田栄男、多田和生、多田榮男、多田セツ、多田又一、多田良巳、多田隆一、千葉一見、千葉隆、中村甚八、日蓮宗四恩結者教会所、仁平勝男、畠山政勝、福井幸一、宮川満智子、川村庄作、川村政行、小松喜三郎、小松秀孝、菅原功、菅原七藏、菅原末五郎、菅原大藏、菅原富吉、菅原富治、高橋源一、高橋千代壽、高橋富吉、高橋與市、高橋利七、照井仁兵エ、中島半司、藤原司、佐藤薫

## 2 通知の内容 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備えておいて縦覧に供する。